

Title	公正取引委員会事務局経済部編 日本の産業集中
Sub Title	
Author	植草, 益
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1965
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.58, No.3 (1965. 3) ,p.240(84)- 241(85)
JaLC DOI	10.14991/001.19650301-0083
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19650301-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

公正取引委員会
事務局経済部編
『日本の産業集中』

公正取引委員会では、これまでに日本の主要産業における生産集中度について、昭和二年および昭和二四年の調査結果をまとめた『日本における経済力集中の実態』を昭和二六年に、昭和二五年から三〇年までについては『日本産業集中の実態』を昭和三二年に公刊してきたが、このたび昭和三四年から三七年までの集中度調査結果を発表した。これが本書である。(なお、昭和三一年および三二年と昭和三三年分は、ガリ版ずりのものがある。)

今回の発表では、とくに次のような点に特色がみられる。まず、諸産業における生産集中度状況の類型分析において、米国の「産業組織論」(J.S. Bain "Industrial Organization")の成果を参考にしながら、日本の実態にそくした類型化をおこなっている(六型の静態類型、八型の総合類型、五型の動態類型)。つぎに、成長度と生産集中度との関

—寺尾 誠—

わたる世界大戦を自ら起していったのであるかという問題が著者によって展開されたらと思う。つまり、西ヨーロッパ、特にドイツの都市的、市民的生活意識が、西ヨーロッパやその一地方に限定された形で発展したことが、よりグローバルな範囲で問題の解決が必要とされる二十世紀の時代においては、国民生活の中に大きな空洞をもたらし、そこに戦争という非合理的手段で問題の解決をはかる方向に西ヨーロッパ全体が追いこまれたのではなからうか。従って中世都市からの遺産の上に形成される西ヨーロッパの都市文化は、日本人が十分継承しなければならぬ一面と共に、鋭い批判的精神をもって対して行かねばならぬ一面があるように思われるのである。そしてこの態度は、我々自身の日本文化に対する態度にも通するのであって、我々は過去の日本文化が非常に歪められた形ではあっても、明治以後に果した積極的側面を、その否定的側面と共に科学的に分析し、そこから我々の未来に向っての前進の教訓を引き出さなければならぬからである。(春秋社・四六判・二八八頁・五八〇円)

重視する宗教の下で、極めて双務契約的な封建関係を形成した西ヨーロッパと日本の封建制の大きな相違がうまれるのである。そして明治以後の近代日本の発展も、この擬制氏族制と封建制の妥協形態を温存し、むしろこれを後進国の国家中心の近代化に利用したのであり、ここに精神史上の大きなもりの上りの欠如、学問研究におけるやどかり的非主体性、西洋と東洋の文化の雑種の性格の文化形成等現代日本の病根が形成されてしまうのである。このように極めてユニークな日本文化形成論の上に立って著者は、全ての日本人特に知的エリートである学生と教師に向い、健全な歴史意識の養成とこれに基づく地道な学問研究以外に、現状の打解の方向のないことを説いている。

以上の著者の壮大な西ヨーロッパ都市文化論及びこれに基づく日本文化論に筆者は強い感動を覚えた。日本の若い学徒が、この書物から正しい歴史的問題意識を形成されるように切に望みたい。ただこれは筆者自身の生涯の課題であるが、著書のとかれた共同体的生活への自覚的参加というすぐれた一面をもつ西ヨーロッパ人が、何故に今世紀初頭の二回に

係、景気変動と生産集中度との関係などの興味ある分析がくわえられている。さらに、従来の生産集中度類型だけの分析から一步前進して、生産集中度と価格硬直性との関連論を進めている。この分析で、生産集中の「極高位型」産業部門(二〇業種)に、明らかに価格硬直性が存在していることを指摘している。

公正取引委員会は、従来の発表では、独占度測定規準を生産集中度においていた(たとえば、第一回発表、三九頁参照)のに反して、価格硬直性など企業の「市場成果」(マーケット・パフォーマンス)にそれを求めようとしたところに、今回の分析態度があるといえる。これは、生産集中度など「市場構造」分析によって独占を規定していた従来の独占度測定論の欠陥の克服であり、「市場構造」に「市場行動」と「市場成果」とを結びつけて独占を規定しようとする最近の米国の「産業組織論」ないし「有効競争論」の成果を導入したものと見て、評価されるであろう。

しかし、今回の分析では、「市場成果」について価格硬直性だけしか実証的に分析され

ていない。「市場成果」の分析は、価格硬直性が中心ではなく、またこれだけで独占を規定しえない(「最近の独占研究」七四頁参照)のであって、独占価格、独占利潤、それともなう利潤率、生産効率、販売促進費等々の大きさが分析されてはじめて独占の問題を論じうるものと考ええる。さらに、独占価格、独占利潤を形成させる企業の「市場行動」の問題として、カルテル、プライス・リーダーシップ、暗黙の協定など寡占の相互依存の実態が分析される必要があったと思われる。また、生産集中度分析においても部門別集中度しか分析されていないが、実際の巨大企業は、垂直的統合にもとづく企業結合、関連部門の系列化にもとづく企業系列、さらにはコンツェルンなどの企業集団の形態で、多種部門を支配しているのであるから、この形態での生産集中と市場支配の実態を把握しないかぎり、独占の強度などを論じえないであろう。以上は理論的に問題とされるところであるが、そのほかに、従来、企業別集中度表で公表していた企業名を今回では公表していない。これをみてもわかるが、以上指摘した点からも公正取引委員会は、今回の発表で「独

—植草 益—